

平成22年5月21日

破産法の保全管理命令の発令と保全管理人就任のご挨拶

謹啓

本日、株式会社エフオーアイ（以下「債務者」といいます。）は、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てをし、それに基づき同裁判所より保全管理命令を受け（東京地方裁判所平成22年（フ）第8700号）、当職が保全管理人に選任されましたので、その旨お知らせいたします。

債務者は、平成21年11月20日に東証マザーズに上場しましたが、上場申請時に提出した有価証券届出書に売上高を過大に計上するなどした虚偽の決算情報を記載し、100億円規模の粉飾決算があったとして、平成22年5月12日、金融商品取引法違反容疑で証券取引等監視委員会による強制調査（搜索・差押え）を受けました。同月18日には東京証券取引所より整理銘柄に指定され、同年6月19日に上場廃止となることと決定したため取引金融機関から預金債権を凍結されたことや、会社の実態は大幅な債務超過であることなどから事業の継続が困難となり、破産手続開始の申立てに至りました。

当職は、本日より破産手続開始決定までの間、保全管理人として、債務者財産全ての管理処分権限を有し、財産の調査、管理処分業務等を行うこととなりました。

就任後間もないこと、また、証券取引等監視委員会による強制調査により、財務関係データを含む関係書類等ほとんどすべての資料が押収されておりますので、今後、資料を入手の上調査を進めていきますが、債務者から引き継いだ資料によれば、負債総額は約100億円、債権者数は約330名（金融機関18社、社債権者3社、リース債権者3社、労働債権者180名、取引債権者等約130社）、株主数は約1万3000名です。

今後の対応につきましてはホームページで随時発信していく予定ですので、当職の保全管理業務につき、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

謹白

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
丸の内三井ビル
シティニューワ法律事務所
株式会社エフオーアイ
保全管理人 弁護士 松田 耕治